

ホームページ作成のガイドライン

長島町立獅子島幼稚園 長島町立獅子島小・中学校

1 目的

- (1) 学校広報としての役割をもった情報発信をする。
 - ・ 学校要覧を基本として、学校情報と連絡手段を明示するようにする。
 - ・ 本校の教育活動への理解を促すために、学校やP T A活動の実践等を公開する。
- (2) 学習の一環として、情報発信をする。
 - ・ 園児・児童・生徒作品等を発信することで、情報社会に参画する意識や態度を育成する。

2 作成内容

ホームページ作成にあたり、以下の3点に特に注意する。

- ・ 園児・児童・生徒のプライバシー保護
 - ・ 人権への配慮
 - ・ 知的所有権（著作権や肖像権等）の遵守
- (1) 公開しないもの
 - ・ 園児・児童・生徒写真から個人名が特定できるもので、保護者の承諾がないもの（一人写りで名前と顔写真が一致する、一致するであろうと思われるもの）
 - ・ 個人生活に関する情報（実名、国籍、本籍、住所、電話番号、生年月日など）
 - ・ 著作権のあるもの（アニメや漫画などのイラスト、本や新聞の記事、写真など）・他人を誹謗・中傷するものや差別につながるもの
 - ・ その他、学校長又はホームページ作成委員が、学校から情報として発信するには不適当と判断する内容（営利目的、法令及び公序良俗に反するものなど）
 - (2) 条件付きで公開するもの
 - ・ 園児・児童・生徒写真で、第三者が閲覧したとき、個人が特定できないもの（例 集合写真 2名以上の園児・児童・生徒、保護者が写っているもの）
 - ・ 本人の承諾が得られた園児・児童・生徒作品
 - ・ 本人、保護者の承諾が書面で得られた個人写真
 - ・ 著作権者の承諾が得られた新聞記事や写真
 - ・ 園児・児童・生徒氏名については、姓もしくは名前のみとする。（本人、保護者の承諾が書面で得られたものはフルネームでもよい）

3 責任範囲

- (1) 責任者について
 - ・ 学校ホームページに掲載された情報については、学校長が責任を負う。
- (2) 取扱い責任者について
 - ・ 学校長は、インターネット利用及びホームページ作成の適正を図るために、校内のWEB管理責任者（教頭）及びWeb Page責任者をおくものとする。責任者は、作成されたWeb Pageがガイドラインにそったものであるか検討する。検討されたWeb Pageは、WEB管理責任者を通し、校長の決裁をうけた上で、Web Page責任者がサーバーにアップする。

4 その他

- (1) 掲載情報に対する指摘への対応
 - ・ 園児・児童・生徒に関する掲載情報について、本人または保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講じる。第三者の著作に係る情報について当該著作権者から要請があった場合も同様とする。閲覧者等から掲載情報について指摘を受けた場合は、速やかに協議した後、適切な措置を講じる。
- (2) ガイドラインの見直し
 - ・ 情報モラルの考え方の進展に伴い、本ガイドラインに示した事項の見直しが予想されるため、ガイドラインの定期的な検討と、加筆、修正を行うものとする。
- (3) ホームページ上のガイドラインの明記
 - ・ 本規定をホームページ上で必ず明記するものとする。